

裁 決 書

審査請求人

同上代理人

処 分 庁

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成24年5月6日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の請求人に対する本件処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりです。

- 1 ケースワーカーから車で移動や乗ることはだめだと言われたが、1日じっとしていることはできない。
- 2 フリー駐車場で、指定した場所が、警察やガードマンなどにより質問され、場所にいなかったことが多かった。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりです。

1 法第19条について

法第19条では、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、『一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者』、『二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を要するもの』に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定めている。これを請求人についてみると、処分庁からの聴取により生活実態の調査をしたところ、申告した場所での居住は確認できず、居住実態が不明であることから、処分庁が実施責任を負うかどうかの判断はできない。

2 法第61条について

法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」とされている。

本件において、請求人が保護申請時に生活場所を「XXXXXXXXXXの駐車場」と申告していたにもかかわらず、上記1で述べたとおり、処分庁が請求人の生活実態を調査したところ、申告のあった場所での居住は確認できなかった。

よって、請求人が居住の確認ができない場所を生活場所とする旨の申告は虚偽の申告であると言える。

したがって、上記1ないし2の理由により、処分庁は、請求人が申告した場所に居住地・現在地がなく、処分庁が実施責任を負うかどうかの判断ができないことから、本件却下処分を決定したものである。

第3 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

1 平成24年3月12日

請求人は、処分庁に対し、保護の申請を行ったこと。その際、請求人は、車上生活をしているが、1日のほとんどの時間はXXXXXXXXXXの駐車場で寝泊まりしているとのことであったこと。

また、請求人の申請に至るまでの生活状況によれば、48才頃から車中生活を行っていること。

2 平成24年3月15日

請求人が来所した際に、処分庁は、請求人に対し、ホームレス自立支援

センター（以下「自立支援センター」という。）への入所を勧めたが、請求人は身体が痛くて働けない状態であるとの主訴があり、さらに請求人の代理人（以下「代理人」という。）に相談してみるとのことであったこと。

3 平成24年3月15日

請求人及び代理人が来所し、両氏に対し、自立支援センターに入所すれば3食の食事もあり、居宅場所も確保でき、支援員が病状に沿って就労に向け求職活動を支援してくれることや、入居期間は6か月であること等を説明し、自立支援センター入所の相談をしてみるよう話をしたところ、請求人が了承したため、自立支援センター職員が同日請求人の生活する駐車場へ面談しに行くことになったこと。

4 平成24年3月15日

自立支援センターの職員から処分庁に電話があり、請求人と面談したところ、「一緒にいた友人が居宅を紹介してくれるので入所しない」「処分庁からもそれで良いと言われている」と話していたとのことであり、自立支援センター職員は、何か困ったことがあったら連絡をするようにと請求人に告げて帰ってきたとのことであったこと。

5 平成24年3月16日

処分庁は、[REDACTED]の駐車場を訪問し、請求人に対し、申し出た場所に常駐していない状態での保護適用はないことを伝えたところ、請求人が、「寒い中で生活できない。死んでしまう。どうすればいいんね。」と言うので、処分庁は、保護の適用にあたって今現在の状況を確認しているのであるから、請求人が申し出た場所に常駐していないのであれば保護申請却下となる可能性もあることを伝えたこと。さらに、処分庁は、請求人の生活実態を把握して処分庁に保護の実施責任があるか否かの判断をしなければならぬことを説明し、本当に車中泊をしているのかと請求人に念を押して尋ねると、請求人は「ここで寝泊まりしていますよ。駐車場の奥はフリーなので」と答えたこと。また、処分庁は、請求人に対し、[REDACTED]
[REDACTED]での検診命令の受診を伝えると、請求人も了解したこと。

処分庁は、請求人から今居宅を見つけていると聞き、請求人に対し勝手にそんな話を進めないよう伝えたこと。

6 平成24年3月28日

処分庁は、来所した請求人に対し、請求人の申告した生活実態と処分庁が常駐確認を行った調査結果には矛盾があり、生活実態があやふやな状態での生活保護は難しいことと、生活保護は税金で賄っているので、きちんと居住実態が把握でき、きちんとした形で対応しなければならないことを説明すると、請求人は「そうですね。」と答えたこと。

また、請求人から処分庁に、検診命令の診察で椎間板がやられているとの報告があったため、処分庁は請求人に、検診命令の結果からみると、自

自立支援センターに入所し、食事の提供と求職活動の支援を受けて、自立に向けて生活をしていくのが請求人にとって一番良いのではないかと請求人に提案すると、請求人ははっきりした返答をしなかったこと。

また、処分庁は、近いうちに今回の生活保護申請の結果を出す予定であるが、請求人の居住実態がはっきりしないことと、軽就労可の判断となった場合に、自立支援センターの入所はホームレスから脱却できる一つの方法であることを総合的に判断すれば、生活保護申請が却下になる可能性が高いと説明したこと。

7 平成24年4月10日

処分庁は、請求人の生活実態について、平成24年3月15日から同年4月9日までの間、XXXXXXXXXXの駐車場での常駐確認を様々な時間帯で60回実施したが、請求人の姿が確認できたのは2回、車のみの確認が2回であったこと。このため、請求人は、請求人が申告した常駐場所には居住実態がなく、請求人の生活実態の把握ができないことから、法第61条の届出の義務違反により、処分庁は、平成24年4月10日付で生活保護申請を却下することを決定したこと。

8 平成24年5月6日

請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起したこと。

第4 審査庁の判断

- 1 ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成20年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）により以下のように取り扱うよう示されています。

第3の2の(7)のイ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所等保護の実施機関においては、以下の点に留意しホームレスの状況に応じた保護を実施する。

- (7) ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向

けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

- (イ) 就労の意欲と能力はあるが失業状態にあり、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される者については、当該地域に自立支援センターがある場合には、自立支援センターへの入所を検討する。

自立支援センターにおいて、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者については、改めて保護の要否を判断し、必要な保護を行う。

- (ロ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

- (ハ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

- 2 さらに、「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）において、以下のことが示されています。

1 今後の生活困窮者の増加に対応するために実施すべき事項

(中略)

(4) 現在地保護の徹底

法第19条第1項第2号は、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」について、その福祉事務所が保護を決定し、実施するものと定めている。

このため、「住まい」のない者については、その現在地を所管する保護の実施機関が生活保護の申請を受け付けることとなる。なお、申請の後、保護を決定するに当たっては、法第30条において「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることが適当でないとき、(中略)被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所(後略)」とされていることから、アパートや施設などに居住していただくこととなる。

また、保護の実施機関においては、相談者の意に反して他の自治体への移動を勧める行為は認められないものであり、相談を受けた現在地の実施機関が必要な支援を行われない。

(中略)

2 保護の申請から保護の適用までの対応

(1) 居宅生活の可否についての判断

住居を喪失した者に対して生活保護を適用するに当たっては、申請者の状況に応じた保護を行うため、まず申請者がどのような問題（身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を抱えているのか十分に把握する必要がある。

特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、福祉的な援助等が必要であるため、保護施設等又は自立支援センターへの入所が適当であるのかを判断するために、アセスメントを十分に行われたい。(中略)

(2) 住居の確保等についての情報提供及び関係機関との連携

居宅生活が可能と認められる者による住居の確保を支援するため、各自治体においては、例えば、不動産関係団体と連携し、住居を喪失した者や保証人が得られない者に対してアパート等をおっせんする不動産業者の情報を収集するなど、必要に応じて、住居に関する情報を提供できるよう、その仕組みづくりに努められたい。

また、「直ちに居宅生活を送ることが困難である」と判断された者や、居宅生活が可能か否かの判断ができない者については、施設等における支援が、一定の期間、必要である。このため、各自治体においては、自立支援センターやホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）等の必要な施設の確保を図るとともに、関係部局と連携を図られたい。

(3) 適切な審査の実施

(中略)

特に、稼働能力の活用の判断に当たっては、保護の実施要領の規定に従い、①稼働能力があるか否か、②その稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとなる。

したがって、単に稼働能力があることをもって保護の要件を欠くものではないが、一方で、実際に稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠くこととなる。このため、本人の生活歴・職歴等を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極め、必要な支援を行われたい。

(4) 保護の開始決定における留意点

保護の開始決定に当たっては、特に次の点に留意されたい。

ア 保護の開始決定は、申請者の住居が確保されたとき（アパート等に入居したとき、又は入居できることが確実になったとき）以降、又は施設等に入所したとき以降に行うこと。なお、住居が確保されていないことを理由として保護申請を却下することはできないものであること。

3 本件処分について

前記第1審査請求の趣旨及び理由、前記第2処分庁の弁明の趣旨及び理由から、本件審査請求の争点は、請求人の申請時における生活実態に基づき処分庁が行った判断が妥当か否かであると思料されますので、以下基本方針及び課長通知に沿って検討します。

(1) 現在地保護について

請求人は、平成24年3月12日に処分庁に対し、保護の申請を行い、また、48才ころから車中生活を行っており、申請時もスーパーの駐車場で寝泊まりをしていると主張しており（前記第3認定事実1）、他に住居は認められないことから、「住まい」のない者（ホームレス）であることが認められます。

ホームレスについては、課長通知の1の(4)により、その現在地を所管する保護の実施機関が生活保護の申請を受け付け、必要な支援を行うこととされています。

また、ホームレスに対する生活保護の適用については、基本方針の第3の2の(7)のイにより、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはありません。

しかし、処分庁は、請求人が居ると申し出た駐車場に居住実態が不明であること（前記第3認定事実7）から、処分庁が実施責任を負うかどうかの判断はできないとしていますが、課長通知に照らせば、居住実態の有無は、保護の実施責任の存否とは無関係ですから、申請のあった時点、あるいは、遅くとも請求人が申し出た場所を確認できた時点で速やかに生活保護の可否を判断すべきであったところ、請求人の申し出た場所を訪問するのみで、生活保護の可否の判断及び必要な支援を行わなかったのは、不適切な対応と言わざるを得ません。

(2) 請求人の抱える問題・状況の把握について

基本方針の第3の2の(7)のイの(ア)及び課長通知の2の(1)によれば、ホームレスの抱える問題・状況を十分把握した上で、居宅での保護が可能か、保護施設や自立支援センターでの保護が適当か、十分に検討を行った結果、判断を行い指導することとされています。

まず、申請者がどのような問題を抱えているか十分に把握する必要がありますが、実態調査を十分にを行い、その上で、自立支援センターが適当と

判断したかどうかについて検討すると、処分庁は、請求人が居宅での保護が可能かどうかの検討を行わないまま、保護の申請の3日後に、自立支援センターの入所を勧めており（前記第3認定事実2及び3）、基本方針及び課長通知に反しています。

さらに、基本方針の第3の2の（7）のイの（エ）によれば、居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行うこととされていますが、前述のとおり、請求人が居宅での保護が可能かどうかの検討を行わないまま、居宅を見つけていると請求人が言っているにもかかわらず、勝手にそんな話を進めないように指導しており（前記第3認定事実5）、基本方針及び課長通知に基づく適切な指導であったものとは認められません。

以上により、処分庁が行った事務処理は、基本方針及び課長通知に沿ったものとはいえません。

（3）処分の理由について

処分庁は、申請却下の理由として、「請求人の居住実態がないため、法第61条届出の義務違反により却下」としていますが、法第61条は、既に生活保護を受給している「被保護者」の生活上の義務について規定したものであり、生活保護の申請中である請求人にあてはめることはできず、理由の附記が不適切であったことが認められます。

よって、本件処分は、その手続において理由附記に瑕疵があります。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由があるので行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川

